

## 岡本の国会での質問

168-衆-農林水産委員会-6号 平成19年12月19日

○宮腰委員長 次に、岡本充功君。

○岡本(充)委員 民主党の岡本でございます。

きょうは、農林水産委員会で質問の時間をいただきまして、食の安全に関して質問をしたいと思います。

まず、民主党の提案者にお伺いをしたいんですけども、今回審議されております農業者戸別所得補償法案、この法案において、成立した暁に食の安全の向上に資するような環境がどのように整うのか、どういうふうに影響があるのか、ぜひお答えをいただきたいと思います。

○舟山参議院議員 農業者戸別所得補償法案によりまして、今いる農業者にしっかりと営農を続けてもらうこと、そして、生産数量の目標を立てまして、自給率の向上を図ること、これによって、まず国内の農業生産をふやしていく、自給率を上げるということで、食の安全、まさに今世界的に非常に食料需給が不安定であること、また輸入農産物の安全性への不安の懸念が多く出される中で、食料自給率をしっかりと上げていくという方向に向けていくことが食の安全にも影響するものだと考えております。

○岡本(充)委員 まさに食料自給率を上げていくという意味でいうと、食料自給率の低いものの代表が牛肉なわけでありまして、ちょっとここから、米国産牛肉の一連の報道を含む情報について、少し指摘をしつつ問題点を明らかにしていきたいと思います。

十二月八日の新聞において、どうやら町村官房長官が、我が国政府は、今は二十カ月だが三十カ月ということを食品安全委員会に提起しよう、米国産牛肉の輸入条件緩和に向けてこのような発言をされてみたり、三十カ月齢に引き上げるということについては、前からそういう方針だが、それは日米の合意を得て今度諮問することになっている、これはかねてよりの方針、何も新しく出てきた方針ではない、春ごろからずっとそういう方針で米国と話し合いを行ってきたテーマだ、こういうふう記者会見で発言をしています。

大変、寝耳に水というかゆゆしき話だと思っているわけでありまして、こういった事実があるのかなのか。ないのであれば、当然、農林水産省、厚生労働省というリスク管理官庁からこの発言に対してクレームもしくは抗議をするべきでありますけれども、ここはどのようにしているか、確認を求めます。

○町田政府参考人 お答え申し上げます。

官房長官の御発言につきましては、我が国としては米国が求めている月齢制限の撤廃は困難であり、仮に輸入条件を緩和するとしても、多くの国が採用している三十カ月齢未満について科学的知見に基づく判断をした上で検討を行うことが適当ではないかという趣旨であったということが、官房長官から私どもの若林大臣に対してお話があったというふうに聞いております。

いずれにいたしましても、まずは先般の日米間の技術的な会合につきまして、その結果を取りまとめることが重要という我が国の政府の考え方に変わりはありません。

○岡本(充)委員 その上でちょっと確認をしておきたいわけですけども、今回、その一方で、米国側からはキーナム農務次官が会見で、三十カ月齢未満というのを食品安全委員会に諮問すると言っていたと発言をしたと報道を、四つの新聞、読売、朝日、日経、日本農業新聞が十二月八日に報じています。

これは、四つの新聞が報じている以上は、当然事実ではないかと類推するのが一般的だと思うわけですが、この発言については、外務省、確認をしているのでしょうか。

○小田部政府参考人 お答え申し上げます。

記者会見、報道されていることは承知しておりますが、まずは、米国政府による記者会見でございますので、個別具体的な発言内容について正確に承知しているわけではございません。ただし、もちろん、この記録につきましては、我が方より外交ルートを通じて米国に照会しております。今までのところ、入手しておりません。

ただ、一言申し上げさせていただければ、記者会見の後にも、私がキーナム次官と直接会談する機会がございました。したがって、その機会におきまして、アメリカの要求している月齢制限の撤廃なるものは応じることができないということ、さらには、ただいま農水省の方から答弁させていただきましたように、まず、この問題については、技術会合が行われましたので、その技術会合の結果を取りまとめるのが先決である、また、外務省としても、食の安全と消費者の信頼確保を大前提に取り組んでいくということを改めて外務省よりもキーナム次官に強調したところでございます。

○岡本(充)委員 答弁をそらしてもらっては困るんです。月齢撤廃とは言っていない。三十カ月齢未満というのを食品安全委員会に諮問する、こう言ったんです。月齢撤廃とは言っていない。これは、三十カ月齢未満というのを食品安全委員会に諮問すると言ったのか言わなかったのか。

これは、少なくともおとこの段階で我が党の議員から質問通告があり、きのうの段階で改めて、米国側に電話なりなんなり、ビジネスアワーに入るわけだからしっかり聞くようにと通告をしてあるはずでありますから、今に至っても確認がとれないというのは、質問が続けられません。

○小田部政府参考人 お答えいたします。

外交ルートを通じてアメリカ政府には確認を求めているところでございます。まだ回答を得られておりません。きょう、午前中にも、改めて外交ルートを通じてアメリカに確認を求めたところではございます。

○岡本(充)委員 では、はっきり、どちらかで答えてください。

米国政府の農務次官、キーナム次官がこの発言を言ったのか、それとも、日本政府が、日本政府のだれかがこういう発言を、日米次官級の経済対話で発言をしたのか、このどちらかをはっきり答えてもらわなければ、これは答弁次第ではもう質問が続けられない。

○小田部政府参考人 キーナム次官の発言につきましては、繰り返し述べさせていただきますとおり、残念ながらまだ確認できていないところでございます。

また、日米次官級経済対話のやりとりにつきましては、昨日のこの委員会におきましてもお答えさせていただきましたが、この対話、自由なやりとりということになっておりますので、この大事な問題のみならず、すべての案件について、おのおのがどういうふうに発言したかというのは明らかにしないということになっておりますので、答弁を差し控えさせていただきたいと思っております。(発言する者あり)

○宮腰委員長 岡本充功君、時間は三十二分までになっておりますので。きょうは法案審議ですよ。

○岡本(充)委員 ちょっと確認を。ちょっと速記をとめてよ。委員長、とめてください。

○宮腰委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○宮腰委員長 速記を起こしてください。

この問題については、扱いについては、後ほど理事会で協議をさせていただきます。  
質問を続けてください。

○岡本(充)委員 いつまでに理事会の協議を調べていただけるのか。大体、そのめどだけでも教えていただきたいと思います。

○宮腰委員長 これは、委員会終了後、協議をいたします。

○岡本(充)委員 そうしましたら、外務省の方に。

では、米国側からの答弁は、回答は、いつまでに得るのか。相手があることだからといって延ばされても困ります。必ずこのときまでに、議会で約束をしたから確認の、だって、発言をしたかどうか確認をするだけですからね、そんな大変なことじゃない。それはいつまでに回答するのか、期日をここで明確にさせていただきたいと思います。

○小田部政府参考人 キーナム次官の記者会見につきましては、アメリカが責任を持ってやっている話でございます。したがって、そもそもアメリカ側がかかる対話の記者会見の記録をとっているかどうかということを含め照会しているところではございますけれども、いずれにいたしましても、これは、我が政府のことでございましていつまでと申し上げることはできますが、アメリカ側の記者会見の話でございますので、照会はしておりますけれども、責任を持っていついつまでということとは申し上げることができないことは御理解いただきたいと思います。

○岡本(充)委員 一つ言っておきますけれども、さっき、これは率直な対話をして、表に出さないとやっている。日本はその信義を守っているんですよ、皆さん。それをアメリカがぺらぺらしゃべっているわけですよ、記者会見で。こういうことであってはお互いの信義則違反ですよ、これは。

日本は守って、黙って、国会で聞かれても答えられない。ところが、アメリカの農務次官はぺらぺら記者会見でもしゃべっているとすれば、抗議をするべきですよ。それをせずに、いや、それはもうアメリカの話ですからというのでは、とんでもない話ですよ。

しっかり、いつまでに、この発言をしたのかしないのか。そんな言わないという約束を言っているんだから、それはきちっと確認をするべきです。それはアメリカ政府の問題ではありません。日本と米国との信義則の問題です。確認はいつまでにされるのか、はっきり答弁をしていただかなければ、これ以上質問ができません。

○小田部政府参考人 冒頭申し上げましたように、アメリカが日本の立場を誤解するというのが一番問題だろうと思います。したがって、そのことはないように、私自身を含めまして、日本政府全体としての方針というのはキーナムに申し上げ、強調しているところでございます。

今御質問ございました、いつまでにアメリカから答えを得られるかというところでございますけれども、この点につきましては、先ほどお答えさせていただきましたように、これは、アメリカ政府がやっている記者会見、その記録の話でございますので、私がこの場で責任を持っていついつまでにと申し上げることはできないという事情をぜひとも御理解いただけたらと思う次第でございます。(発言する者あり)

○宮腰委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○宮腰委員長 速記を起こしてください。

今のことも含めて、理事会で協議するという事に決定をいたしました。  
岡本充功君。

○岡本(充)委員 では、ちょっと質問の切り口を変えて、期限を決めて回答を求めて、そのときまでに回答ができなければその理由を少なくとも理事会に報告をしていただく。それは、アメリカから返事が来ませんじゃないんです、アメリカがなぜ答えられないかの理由を付記してその期限までに回答をいただきたい。それはできますか。

○小田部政府参考人 改めてアメリカ側に対しまして照会いたします。

照会する際には、まさにきょうの議論を受けまして、早急に出してほしいということと求めると同時に、いつまでも延ばすわけにはまいりませんので、期限、ちょっと時差等もごさいますので、そこを考えて、まさに、きょうかあすか、ちょっと今のままでは判断がつきませんが、期限を切った形でアメリカに判断を求めます。

その結果、答えが来ている場合には、当然のことながら御報告いたしたいと思ひますし、もしその期限までにアメリカが答えが出ない場合は、なぜアメリカが答えを出せないかということを含め御報告させていただきたい、そのように思ひます。

○岡本(充)委員 その期限をきちっと明確にさせていただきたい。それは早急にいつまでということをお私にも報告をいただきたいと思ひます。

うなずいていただきましたので、宿題は必ずやってください。

その上で、次の発言について私は聞いていきたいと思ひます。

その一方で、今回のこの一連の問題を昨日の参議院農林水産委員会で指摘をされた若林大臣は、現時点で、この輸入条件の見直しについて諮問するのかどうかというふうなことは、日米の技術的会合の報告書を見ないと決められないと言っています。農林水産省はさまざまな組織をつくっているようですが、この技術的会合というのはリスク管理のあり方であって、リスクを評価するものではないはずであります。

そういう意味でいったら、このリスクをあたかも農林水産大臣が評価をするような答弁をしていますが、これ自体が問題なのではないかと思っております。それについて答弁を求めたいと思ひます。

○町田政府参考人 お答え申し上げます。

先般から行っておりますこの技術会合につきましては、まさに米国から今要求があります要件の見直し、これを行うのが適当かどうか、そういったことについて、飼料規制の状況ですとかアメリカでのサーベイランスの状況、そういったことについて技術的に専門家が検証しているものでございます。

○岡本(充)委員 検討しているのは評価になるんですよ。それは評価をするのが目的ではない、リスク管理機関が農林水産省であるということをお改めて指摘して、時間が来ているようですので、残余の質問は質問主意書で問わせていただきます。

どうもきょうはありがとうございました。